

# 民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06)6568-2047

## 府教育庁交渉（1／30） ～不誠実な対応に交渉を打ち切る～



1月30日（火）に大阪府教育庁交渉が行われました。冒頭、谷口正暁委員長は1月26日（金）の文科省交渉で「同和問題はいわれのない問題。（部落差別解消推進法に関わって）新たな差別を生み出すことのないようにというのが一丁目一番地と思っている」と省側が回答したことを紹介、「一言で言えば、特別な目で見ない。この点をどう教育の中で徹底していくのかにつきます。本日の会がこの角度から大阪の教育を検証する場になればよい」と挨拶を行い交渉に入りましたが、教育庁側の不誠実な対応で交渉は途中で打ち切られました。その内容を紹介します。

（民権連）今回の要望事項は精査している。念のため、これまでの分について教育庁の考え方に変わりはないということを確認したい。

（教育庁）過去の回答を反故にするものではないと認識している。

（民権連）別の問題になるが、大阪府教育委員会が「教科書の使用に際して、配慮しておくべき事項がある」と議決して、「これを使うなら補完教材を使え」と指摘してきた経過がある。だから、文科省の検定を受けているから何も言わないというのはダブルスタンダードではないか。①実教出版の政治経済の教科書に「封建的身分制度の下でいやしい身分とされた云々」と書いてある。これがほんとうに今の姿なのか。②第一学習社では「居住及び移転の自由、こういうのが侵害されている」と。これが実際の姿なのか。「被差別部落の人々は」という記述、そんな人々はどこにいるのか。③帝国の中学校公民の教科書で、同対審答申の抜き書きで「特殊部落」という言葉をわざわざ紹介している、ふりがなまでうって。④実教出版、東京書籍では「全国に散在する特殊部落民よ」「我々がエタであることを誇り得る」と。東書の方はコメントも説明文もない。こういう教科書に問題はないのか、教育委員会の認識を問う。

（教育庁）教科書の記述については、教科書会社が作成し、国が検定して認められている。府として問題の有無等をコメントするものではない。3番の帝国書院、4番の実教書院の中身は歴史的な事実が述べられていると認識している。1番と2番に関しても、現在の政治経済等社会情勢について、評論家、研究者など様々な立場、さまざまな考え、見方があると思う。教科書会社が、どのような記述をするかは

教科書会社が判断して掲載した上で、国が検定し教科書として認めている。

(民権連) 教科書会社と話しているのではない。こういう記述について、事実かと聞いている。しかも歴史的な事実かどうかの議論をしているのではない。そのことを教科書に書くのがいいのか、子どもに示すことが必要なのか、教育の問題として聞いている。

(民権連) 「今なお同じような差別を受け続けている」というのは事実か。

(教育庁) 事実かどうかは教育庁としては判断するものではない。教科書に書かれているので、こういうことがあるのではないかという風に思っている。

(民権連) 「今なお同じような差別を受け続けている」と載っている。教科書にここまで書いているんだから、現実、今なお続いているのか、府教育庁としてきっちり示さないとあかん。

(民権連) しかも「封建的身分制度のもとで」と「同じような差別を今なお受け続けている」と書いている。

(民権連) 「職業、居住、結婚などあらゆる面で」とここまで書いている。教科書に書いているとか、国が検定したとか、そんなこと問題やない。教科書に載っている事実が、現実に、実際にあるのかと聞いている。教科書の問題とかに逃げたらあかん。ちゃんと教えてください。

(教育庁) 国が検定したことなので、一つ一つのことは、意味まで細かいところは承知していない。部落差別解消法においては、なお部落差別は存在するとされているので、差別の存在の一つの例としてあげられていると思っている。

(民権連) 法の審議の中で、職業、居住、あらゆる生活面で差別があるという議論になったのか。国会論議の中でそういう議論はありましたか。そんな認識ですか。

(教育庁) 国会の議論の中では、そこまで細かいところはなかったと思っている。

(民権連) 国会審議を見ても、附帯決議を見ても、今言った回答は出てこないはず。

(民権連) 実態面では大幅に改善されてきたというのが国も府と同じと違うの。「今なお同じ」ってどこからそんな言葉が出てくるのですか。

(教育庁) 皆さま方の努力であるとか、我々も、あの、部落差別解消のためにこれまでも様々な施策をうったり教育をやってきたつもりです。差別の解消について、もう一歩のところまできたと、認識しております。

(民権連) そうでしょう。今言ったこととこの教科書に書いていることとは全然違う。

(教育庁) ただ、差別が全くなかったわけではないというところで、このような記述がされているのではないかと。

(民権連) 我々は完全に差別がなくなったなんて言うてない。ここに書いてある記述は何年も前にさかのぼってると言っている。

(民権連) どこに差別がなくなってきたと書いています? 「同じような差別」、いつの時代と同じような差別なんですか、ここに書いているのは? 40年も50年ももっと前

かな？

(民権連) 居住、移転の自由は何年前の話？移転の自由やったら江戸時代の話？子どもがこの通り読んだらどうしますか。大阪府教育庁もこれと同じという認識をしているんですか。これを子どもに事実ですと教えているんですか。

(民権連) 大阪府人権局とも意見が違う。大阪府の現状とこの記述は相容れない。

(教育庁) ただ、これはあくまで例示であると思っております。

(民権連) 例示じゃないよ、これは。

(教育庁) 今なお部落差別があるのは間違いないと。

(民権連) これでは今日の話合いは続けられない。教科書どおりに教えられた子どもはどのような認識を持つのか。

(民権連) 同和対策事業にこれまで幾らつぎ込んできましたか？同和教育を何年続けてきました？地域の実態は誰が住民か分からないようになってきた。前回の大阪府の実態調査の結果が明らかにしている。

(民権連) あなたは大阪府教育庁を代表して答弁なさっている。答弁は教育庁としての公式見解ですね。

(教育庁) 例えば、第一学習社の「職業選択の自由、教育を受ける権利、居住及び移転の自由などの市民的権利が侵害されている」ということにつきましては、結婚差別が今も存在しているということから言いますと、結婚の自由が侵害されると捉えられるのではないかという風に思っております。

(民権連) そらあかんわ。実態、全然分かっていない。それを生徒に教えることをあなた方は良しとしている。

(民権連) 大阪府教育庁は、今も同じような差別を受け続けているという認識ですね。

(教育庁) 先ほども言いましたように、差別自体は、かなり以前と比べると無くなってきていると思っております。

(民権連) なら、この教科書の記述は違う。ウソを書いている。

(教育庁) ただ、差別がなくなったわけではないので、そういうことが書かれているという風に。

(民権連) 居住の自由はあるのか、ないのか。教科書にはないと書いてある。

(教育庁) 私自身は分かりませんが、そういったこともあると書かれていると。

(民権連) 大阪府で住居移転の自由が侵害されて問題になったケースはあるの？

(教育庁) 大阪府でこういうケースがあったということを私は把握しておりません。

(民権連) この教科書、大阪府で使っているんでしょう？使っているんだったら責任ある回答をして下さい。大阪府下の子どもたちに教えるものですから。

---

(ここで一時中断する)

---

(以上 民権連まとめ)